## 福岡アジアビジネス特区

都道府県名:

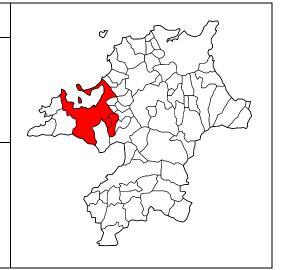
福岡県

申請主体名:

福岡県、福岡市

区域の範囲:

福岡市の全域並びに 春日市及び大野城市 の区域の一部 (九州大学筑紫地区)



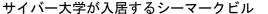
特区の概要:

地域的・歴史的・経済的にアジアと強く結びついている福岡の地域特性を活かし、外国人研究者等の受入れや産学連携の促進、アジアとのビジネスに係る人材育成、博多港や福岡空港の物流機能の強化等により、アジアビジネスの展開を目指す国内外企業の集積やベンチャー企業の創出を図り、もって九州・西日本の経済活性化を推進する

適用される規制 の特例措置:

- 適用される規制・学校設置会社による学校設置
  - ・運動場に係る要件の弾力化による大学設置
  - ・空地にかかる要件の弾力化による大学設置
  - ・インターネット大学における校舎等施設要件の弾力化
  - ・講座修了者に対する初級システムアドミニストレータ試験 の一部免除
  - 講座修了者に対する基本情報技術者試験の一部免除







アイランドシティ国際コンテナターミナル